

議案第71号

大阪市学校給食の実施及び学校給食費等の管理に関する条例の一部を改正する条例案

大阪市学校給食の実施及び学校給食費等の管理に関する条例（平成25年大阪市条例第93号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

| 改正後 | 改正前 |
|---|--|
| <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、本市が設置する学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する小学校、<u>中学校及び義務教育学校</u>（以下「学校」という。）における学校給食法（昭和29年法律第160号。以下「法」という。）第4条の規定に基づく学校給食の実施及び学校給食費等の管理に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>附 則</p> <p>[1・2 略]</p> <p>(<u>令和4年度</u>の学校給食費の徴収に関する特例)</p> <p>3 <u>令和4年4月1日</u>から<u>令和5年3月31日</u>までの間に実施する学校給食に係る学校給食費については、第3条第1項の規定にかかわらず、徴収しない。</p> <p>[4 略]</p> | <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、本市が設置する学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する小学校<u>及び中学校</u>（以下「学校」という。）における学校給食法（昭和29年法律第160号。以下「法」という。）第4条の規定に基づく学校給食の実施及び学校給食費等の管理に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>附 則</p> <p>[1・2 同左]</p> <p>(<u>令和3年度</u>の学校給食費の徴収に関する特例)</p> <p>3 <u>令和3年4月1日</u>から<u>令和4年3月31日</u>までの間に実施する学校給食に係る学校給食費については、第3条第1項の規定にかかわらず、徴収しない。</p> <p>[4 同左]</p> |
| <p>備考 表中の[]の記載は注記である。</p> | |

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

令和4年2月25日提出

大阪市長 松 井 一 郎

説 明

学校給食を実施する学校の範囲を改めるとともに、令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に実施する学校給食に係る学校給食費を児童又は生徒の保護者から徴収しないこととするため、条例の一部を改正する必要があるので、この案を提出する次第である。